

葛城市学校給食費等収納管理システム導入構築業務
に係る公募型プロポーザル実施要領

令和5年9月

葛城市教育部 学校教育課（葛城市学校給食センター）

葛城市学校給食費等収納管理システム導入構築業務
に係る公募型プロポーザル実施要領

1 要旨

葛城市では、葛城市学校給食費及び葛城市学校徴収金の適切で効率的な管理業務を実現するため、電子システムを導入することとしている。

この要領は電子システム構築業務を実施する事業者を選定するために必要な事項を定め、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の事業者として選定するため、公募型プロポーザルを実施するものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

葛城市学校給食費等収納管理システム導入構築業務

(2) 業務内容

【別紙1】「葛城市学校給食費等収納管理システム導入構築業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。

(3) 契約期間

契約の日から令和6年3月26日まで

(4) 提案上限額

システム構築導入および導入に係る保守・サポート費用の提案上限額は下記のとおりです。

なお、提案上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものです。

4,500,000円（消費税および地方消費税を除く）

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 令和5年度において葛城市競争入札参加資格を有する業者であること。ただし、資格を有さない業者は「4. 入札参加資格を有さない者の参加」を参照のこと。
- (2) 葛城市物品購入等の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の欠格規定に該当しない者。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと及び該当する事実があった日から2年経過していない者でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 納付すべき国税及び地方税の滞納がない者であること。
- (7) 葛城市暴力団排除条例（平成23年葛城市条例第15号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。

- (8) 製品信頼性確保の観点から、官公庁において、本業務に係るシステムの導入・運用の実績があること。
- (9) 機密情報のシステム管理に係り、個人情報保護の観点や情報セキュリティのリスクアセスメント及びリスク対応等の観点から I SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証またはPマーク（プライバシーマーク）付与認定を取得していること。
- (10) 仕様書に定める業務について、業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者および柔軟に対応できる者であること。

4 入札参加資格を有さない者の参加

3. 参加資格要件（1）に掲げる入札参加資格を有さない者が参加する場合は、次のとおり追加資料を提出し、事前登録審査の結果、葛城市入札参加資格要件を満たし、名簿に登録されている者と同様の資格を有すると認められた場合、本プロポーザル及び本業務に限り参加することができる。

- ① 提出期限：令和5年9月19日（火）午後5時必着
- ② 提出書類：次に掲げる書類一式を1部提出すること。

提出書類一覧	
1	【様式6】プロポーザル参加資格要件審査申請書
2	許可登録（免許）証明書等（営業に関し法律上必要となる登録証明書等、写し可）
3	営業所一覧表（本市指定様式、項目要件を満たすものであれば他でも可）
4	履歴事項全部証明書等（写し可） 法人「履歴事項全部証明書」（旧：商業登記簿謄本） 個人「事業証明書」及び「住民票」
5	納税証明書 完納証明書（写し可） 葛城市内業者の場合 ※右記①と②の提出が必要です。
	葛城市外業者の場合 ※右記①の提出が必要です。
6	印鑑証明書（写し可）※提出日前3か月以内発行のもの

※A4ファイルに綴じ、表紙・背表紙に商号等を必ず記載してください。

③ 参加資格要件の審査について

上記提出された書類を審査し、令和5年9月20日（水）に審査結果をメールまたは電話で通知、「参加資格審査結果通知書」を送付します。

参加資格が認められた場合は、期限までに参加申込手続きを行ってください。

5 スケジュール

下表のとおりです。なお、各実施日について事務の都合上変更する場合があります。

手 続 等	日 程
公告（募集開始）	令和5年 9月 8日（金）
参加申込書提出期限	令和5年 9月26日（火）午後5時
質疑提出期限	令和5年 9月26日（火）午後5時
質疑回答	令和5年 9月29日（金）正午以降
提案書類提出期限	令和5年10月13日（金）午後5時
一次審査結果通知	令和5年10月17日（火）
二次審査（プレゼンテーション）	令和5年10月24日（火）を予定
二次審査結果通知	令和5年10月25日（水）を予定

6 手続概要

（1）実施要領等の配布

【配布期間等】令和5年9月8日（金）から令和5年9月26日（火）まで
葛城市教育部学校教育課（葛城市学校給食センター）で配布（土日祝日を除く）、もしくは葛城市ホームページからダウンロード

（2）参加申込書

【受付期間】令和5年9月8日（金）から令和5年9月26日（火）午後5時まで
午前9時～午後5時（土日祝除く）

【提出先】葛城市教育部学校教育課（葛城市学校給食センター）
〒639-2135 葛城市寺口1666番地1

【提出方法】持参又は郵送により提出すること。

持参の場合：事前に事務局に来庁日時を電話で予約のうえ、提出書類を持参すること。

郵送の場合：受領確認が出来る方法（書留等）により提出期限までに必着のこと。

【提出書類】① 参加申込書（様式1）
② 参加資格に関する申立書（様式2）
③ 受注実績調書（様式3）
④ 会社概要書（様式4）

【参加辞退】参加申込書提出以降に参加を辞退する場合は、辞退届（任意の様式）を葛城市教育部学校教育課（葛城市学校給食センター）へ持参又は郵送により提出すること。なお、既に提出された書類は返却しない。

（3）質疑の受付及び回答

【受付期間】令和5年9月8日（金）から令和5年9月26日（火）午後5時必着

【提出方法】「質疑書(様式5)」に内容を簡潔に記載し、電子メールにて提出してください。

また、提出後必ず電話により受信確認を行ってください。

なお、質疑書以外での問合せについては一切受け付けいたしません。

メールアドレス：kyushoku@city.katsuragi.lg.jp

電話番号：0745-69-1666

なお、件名は「葛城市学校給食費等収納管理システム導入構築業務質疑」とすること。

【回 答】令和5年9月29日(金)正午以降に参加者全員に電子メールで回答します。

(4) 企画提案書類等の提出

企画提案書は(5)の記載に基づき、見積書は(6)の記載に基づき作成し提出すること。

なお、提案は1事業者につき1案とする。

【提出期限】令和5年10月13日(金)午後5時必着

【提出先】葛城市教育部学校教育課(葛城市学校給食センター)

【提出方法】持参又は郵送により提出すること。

持参の場合：事前に事務局に来庁日時を電話で予約のうえ、提出書類を持参すること。

郵送の場合：受領確認が出来る方法(書留等)により提出期限までに必着のこと。

【提出書類】

企画提案書(正) <任意の様式>	1部
企画提案書(副) <任意の様式>	9部
電子媒体(CD-R等) ※業者名、担当者名及び製品名等提案者が特定できる 情報が記載されていないもの。	1部
見積書	1部

(5) 企画提案書の作成

① 企画提案書表紙(任意様式)

② 事業実施スケジュール(任意様式)

③ 企画提案書(任意様式)

(ア) 企画提案書の様式は原則としてA4版用紙縦置きで、横書き両面印刷、左綴じとし、使用するフォントの大きさは11ポイント以上とすること。補足資料は必要に応じて、A4版横、A3版横で使用すること。A3版の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折りにすること。

(イ) 企画提案書のページ下部に通しページ番号を振ること。

なお、提案内容(項目)は、「仕様書 6. 主な業務内容」の順に作成すること。

(ウ) 使用言語は日本語とすること(ただし、専門用語を除く。)

(工) 記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対して配慮すること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載を心がけること。なお、企画提案書の記載内容は、「仕様書 6. 主な業務内容」の順に記載すること。

(6) 見積書作成要領

仕様書業務内容に記載する本業務に必要な全ての費用（消費税額及び地方消費税額を含まない。）を記載すること。（様式7）

ただし、システム構築導入及び導入に係る保守・サポート費用は、4,500,000円以内とする。

なお、運用保守費用、システム利用料及びその他収納業務に係る手数料等があれば、別紙見積書にて記載し必ず添付すること。

※各提出書類の記載内容について、質疑・ヒアリングを行う場合がある。

7 選定方法

本業務の事業者選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

係る審査は、【別紙2】「葛城市学校給食費等収納管理システム導入構築業務に係る審査実施要領」に定めるところによる。

受託候補者に対しては、受託候補者となった旨を通知し、選定しなかった者には選定しなかった旨を令和5年10月25日（水）（予定）に通知する。

審査内容及び審査結果に関する問い合わせ、異議申立て等は一切できないものとする。

受託候補者は、選定後速やかに本市ホームページで公表する。

8 契約

(1) 契約の締結

随意契約に向けた協議の上、業務内容を決定し契約を締結する。

なお、協議において提案内容を一部変更することがある。ただし、協議が整わない場合は、次点事業者を受注候補者として協議を行うものとする。

(2) 次点であった者との交渉

受託候補者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が整わない場合には、二次審査において次点候補者であった者と当該業務について交渉を行う。

9 契約保証金

本契約に対する契約保証金は、免除する。

10 留意事項等

(1) 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ① 参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書等の提出がなされない場合
- ② 提案した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 他の提案者と提案内容等について相談を行った場合
- ⑤ 二次審査終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- ⑥ 契約締結までの間に、参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

(2) 留意事項

- ① 提出された企画提案書等は返却しない。
- ② 提案以降における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
ただし、市から指示があった場合を除く。
- ③ 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製を作成することがある。
- ④ 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等のプロポーザル参加に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- ⑤ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、全て提案者が負うものとする。
- ⑥ 提出された書類は葛城市情報公開条例及び葛城市個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- ⑦ 企画提案書等の作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。
- ⑧ 審査結果についての問い合わせおよび異議申し立ては一切認めない。

【問合せ先及び各種書類の提出先】

葛城市教育部学校教育課（葛城市学校給食センター）

〒639-2135 葛城市寺口1 6 6 6 番地 1

（TEL）0745-69-1666（直通）

（FAX）0745-69-1667

（メール）kyushoku@city.katsuragi.lg.jp